

別表-2 測定方法、環境基準値等一覧表

区分	測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
健康項目	カドミウム	JIS K 0102-3 14.3	0.003 以下	0.0003
		JIS K 0102-3 14.4		
		JIS K 0102-3 14.5		
	全シアン	JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.4	検出されないこと	0.1
		JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.5		
		JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.6		
		昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表(以下「告示付表」という)1(蒸留操作は装置にて行う)		
	鉛	JIS K 0102-3 13.2	0.01 以下	0.005
		JIS K 0102-3 13.3		
		JIS K 0102-3 13.4		
		JIS K 0102-3 13.5		
	六価クロム ^{(*)1}	JIS K 0102-3 24.3.1	0.02 以下	0.01
		JIS K 0102-3 24.3.2		
		JIS K 0102-3 24.3.4		
		JIS K 0102-3 24.3.5		
	砒素	JIS K 0102-3 20.3	0.01 以下	0.005
		JIS K 0102-3 20.4		
		JIS K 0102-3 20.5		
	総水銀	告示付表2	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	告示付表3	検出されないこと	0.0005
	PCB	告示付表4	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1	0.02 以下	0.002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.2		
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1	0.002 以下	0.0002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
		JIS K 0125 5.4.1		
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1	0.004 以下	0.0004
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1	0.1 以下	0.002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.2		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.04 以下	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1	1 以下	0.0005
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
		JIS K 0125 5.4.1		
	1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.006 以下	0.0006
	トリクロロエチレン	同上	0.01 以下	0.001
	テトラクロロエチレン	同上	0.01 以下	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1	0.002 以下	0.0002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
チウラム	告示付表5	0.006 以下	0.0006	
シマジン	告示付表6の第1	0.003 以下	0.0003	
チオベンカルブ	告示付表6の第2	0.02 以下	0.002	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1	0.01 以下	0.001	
	JIS K 0125 5.2			
	JIS K 0125 5.3.2			
セレン	JIS K 0102-3 26.2	0.01 以下	0.002	
	JIS K 0102-3 26.3			
	JIS K 0102-3 26.4			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	特殊項目欄参照	10 以下	0.08	
ふっ素	JIS K 0102-2 5.2及び5.3	0.8 以下	0.08	
	JIS K 0102-2 5.2及び5.4 ^(*)2)			
	JIS K 0102-2 5.2 ^(*)3) 及び5.5			
ほう素	JIS K 0102-3 5.2	1 以下	0.02	
	JIS K 0102-3 5.5			
	JIS K 0102-3 5.6			
1,4-ジオキサン	告示付表8の第1	0.05 以下	0.005	
	告示付表8の第2			
	告示付表8の第3			
生活環境項目	水素イオン濃度	JIS K 0102-1 12	別表3	—
	溶存酸素量	JIS K 0102-1 21.2	別表3	0.5
		JIS K 0102-1 21.3		
		JIS K 0102-1 21.4		
	生物化学的酸素要求量	JIS K 0102-1 21.5	別表3	0.5
	化学的酸素要求量	JIS K 0102-1 17.2	—	0.5
	浮遊物質	告示付表8	別表3	1
	全窒素	JIS K 0102-2 17.3	—	0.05
		JIS K 0102-2 17.4		
		JIS K 0102-2 17.5(17.5.3.2を除く)		
	全りん	JIS K 0102-2 18.4(18.4.14のb)を除く。	—	0.003
	全亜鉛	JIS K 0102-3 12.2	別表3	0.001
		JIS K 0102-3 12.3		
		JIS K 0102-3 12.4		
	ノニルフェノール	JIS K 0102-3 12.5	別表3	0.0006
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	告示付表9	別表3	0.0006	
	JIS K 0102-4 6.2.5	別表3	0.0006	

区分	測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)
特殊項目	ノルマルヘキサン抽出物質	JIS K 0102-1 22.5	0.5
	フェノール類	JIS K 0102-4 5.2.3(蒸留操作は5.2.2.3に規定する方法を除く。) JIS K 0102-4 5.2.4(試験操作はK 0170-5のうち、6.3.2、6.3.3又は6.3.4に規定する方法に限る。)	0.005
	銅	JIS K 0102-3 11.3	0.005
		JIS K 0102-3 11.4	
		JIS K 0102-3 11.5 JIS K 0102-3 11.6	
	溶解性鉄	JIS K 0102-3 16.3	0.08
		JIS K 0102-3 16.4	
		JIS K 0102-3 16.5 令和7年3月31日付け環境省告示第36号付表2	
	溶解性マンガン	JIS K 0102-3 15.2	0.01
		JIS K 0102-3 15.3	
		JIS K 0102-3 15.4 JIS K 0102-3 15.5	
	全クロム	JIS K 0102-3 24.2.1	0.03
		JIS K 0102-3 24.2.3	
		JIS K 0102-3 24.2.4	
		JIS K 0102-3 24.2.5	
	陰イオン界面活性剤	JIS K 0102-4 6.2.1	0.01
		JIS K 0102-4 6.2.2	
		JIS K 0102-4 6.2.3	
		JIS K 0102-4 6.2.4	
	硝酸性窒素	JIS K 0102-2 15.3	0.04
		JIS K 0102-2 15.4	
		JIS K 0102-2 15.6	
		JIS K 0102-2 15.7 JIS K 0102-2 15.8	
	亜硝酸性窒素	JIS K 0102-2 14.2	0.04
		JIS K 0102-2 14.3	
		JIS K 0102-2 14.4	
	アンモニウム性窒素	JIS K 0102-2 13.2.2又は13.2.4及び13.4	0.04
JIS K 0102-2 13.2.2又は13.2.4及び13.6			
JIS K 0102-2 13.7			
りん酸性りん	JIS K 0102-2 18.2.1	0.003	
	JIS K 0102-2 18.2.2		
	JIS K 0102-2 18.2.3		

区分	測定項目	測定方法	指針値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
要監視項目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1	0.06	0.006
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.04	0.004
	1,2-ジクロロプロパン	同上	0.06	0.006
	o-ジクロロベンゼン	同上	0.2	0.03
	イソキサチオン	平成5年4月28日付け環境庁通知第121号付表(以下「通知付表」という)1の第1 通知付表1の第2	0.008	0.0008
	ダイアジノン	同上	0.005	0.0005
	フェントロチオン	同上	0.003	0.0003
	イソプロチオラン	同上	0.04	0.004
	オキシシン銅	通知付表2	0.04	0.004
	クロタロニル	通知付表1の第1 通知付表1の第2	0.05	0.004
	プロピザミド	同上	0.008	0.0008
	EPN	同上	0.006	0.0006
	ジクロロボス	同上	0.008	0.0008
	フェナカルブ	同上	0.03	0.002
	イプロベンホス	同上	0.008	0.0008
	クロニトフェン	同上	-	0.0001
	トルエン	JIS K 0125 5.1	0.6	0.06
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.2		
	キシレン	同上	0.4	0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	通知付表3の第1	0.06	0.006
		通知付表3の第2		
	ニッケル	JIS K 0102-3 18.4	-	0.001
		JIS K 0102-3 18.5		
		JIS K 0102-3 4.5.3		
	モリブデン	JIS K 0102-3 27.2	0.07	0.007
		JIS K 0102-3 27.3		
		JIS K 0102-3 4.5.3		
	アンチモン	JIS K 0102-3 21.2	0.02	0.0002
		JIS K 0102-3 21.3		
		JIS K 0102-3 21.4		
	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日付け環境省通知付表(以下「省通知付表」という。)1	0.002	0.0002
	エピクロロヒドリン	省通知付表2	0.0004	0.00003
	全マンガン	JIS K 0102-3 15.2	0.2	0.02
		JIS K 0102-3 15.3		
		JIS K 0102-3 15.4		
		JIS K 0102-3 15.5		
	ウラン	JIS K 0102-3 30.2	0.002	0.0002
		JIS K 0102-3 30.3		
	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS及びPFOA) ^{(*)4}	令和2年5月28日付け環境省通知付表1	0.00005	0.0000003 - -

区分	測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)
その他の項目	気温	JIS K 0102-1 6.2	-
	水温	JIS K 0102-1 6.3	-
	色相	JIS K 0102-1 7	-
	臭気	JIS K 0102-1 11.2	-
	透明度	JIS K 0102-1 8	-
	流量	昭和46年9月30日環水第30号 (水質調査方法)	-

(注1) 桁数については有効数字2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。

(注2) 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

(注3) 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102-2 15.3、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K 0102-2 14により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記(注2)及び(注3)の桁数処理を行う。ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

(*)1 六価クロムの測定方法において、次の1から3に掲げる場合においては、それぞれ1から3までに定めるところによる。

1.24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。

(*)2 妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化合物が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、JIS K 0170-6の図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

(*)3 JIS K 0102-2 5.2(注(6)第三文を除く。)に定める方法

(監視物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)

(*)4 PFOS及びPFOAについて、報告下限値の設定は合算値のみであるが、測定結果については直鎖体も含めて個別に報告すること。